

解雇者より名を丁協を拒絶す

十月四日

会社側の申し渡した十五名の對し四日より七日間出勤停止  
処分を附する旨二日の郵送通知す

十月九日

交渉委員十五名は午前九時会社側の重役と會  
見 解雇者の復職不可能なる事は承知したるを以  
つて今後は身代り問題として解決しなすとの述べ  
會見を終り午後二時両委員見し神田七市  
は解雇処分は会社として先ん發表したる以外の等  
何の金額も支給する考にないやと云ふ侍りて自分  
孝行も亦要らぬと定む可しと述べ横濱支配人

は身代り問題は考慮の餘地無しと拒絶し代表者は  
未だ十日要らぬと提出す可しと述べ會見を終  
る

十月十日

神田七市外十四名は要請書を提出し内容を迫る

要求事項

一 解雇処分を 一人百円

一 勤務停止を 日給五十日分

一 退職手当を支給し付し規定を制定する事

一 年滿中の日給を支給する事

但し出勤停止中の者も同一のこと

一 今回の問題は付し犠牲性を出すべき事